釧路市立学校施設耐震化ＰＦＩ事業（第二期）
その２

要　求　水　準　書（案）

平成２５年８月１９日

釧　路　市

― 目　次 ―

【別添資料】（その１・その２共通）

別添資料１　対象校位置図・配置図・平面図
別添資料２　業務範囲図
別添資料３　大規模改造工事新旧仕上げ対照表（参考）
別添資料４　大規模改造対象建具・家具一覧表（参考）
別添資料５　大規模改造工事屋根・外壁の数量概要表（参考）
別添資料６　断熱改修工事の数量概要表（参考）
別添資料７　電気設備改修工事の数量概要表（参考）
別添資料８　機械設備工事の数量概要表（参考）
別添資料９　維持管理業務に係る報告書の様式（案）
別添資料 10 学校行事の予定（平成 25 年度）

第１　総則

１　本書の位置付け

本書は、釧路市（以下「市」という。）が、釧路市立学校施設耐震化ＰＦＩ事業（第二期）その２（以下「その２事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を募集及び選定するにあたり、入札に参加しようとする者を対象に交付する入札説明書と一体のものとして、本事業の業務の遂行について、市が事業者に要求する業務水準を示すものである。

２　事業の目的

市の市立小中学校のうち、小学校13校、中学校６校の計19校の学校施設は旧耐震基準によって建設されており、かつ、耐震性が確保されていない状況にある。加えて、竣工から30～40年程度経過し、老朽化が著しい状況となっていることから、早急に耐震化及び老朽化改修を実施し、安全で安心な子どもたちの学習・生活の場の確保と、災害発生時の避難施設としての役割の確保を行う必要がある。

しかしながら、市の財政が非常に厳しい状況にあるなかで耐震化及び老朽化改修を早期実現するには、財政負担の軽減を図る必要があるとともに、既存の学校施設で子どもたちが学校教育活動を行うなかで工事を実施する必要がある。

これを受け、19校のうち４校については、民間事業者の創意工夫を活用するＰＦＩ方式で実施するものとして、平成24年度において「釧路市立学校施設耐震化ＰＦＩ事業（第一期）（以下「第一期事業」という。）」を発注したところであり、平成26年度末までに工事が完了する予定となっている。

本事業は残りの15校のうち、耐震化及び老朽化改修の実施が決定している11校についても、第一期事業と同様にＰＦＩ方式で実施することで、民間事業者の持つノウハウや事業遂行能力、資金調達力等の活用により前述の課題を解決し、事業費の節減及び財政支出の平準化を図りながら早期に安全・安心な学校施設の整備等を実現することを目的としている。

３　事業実施にあたっての基本事項

(1)　事業者は、事業契約書や要求水準書で定められた規定や水準等を遵守するため、本事業のスケジュール、品質及び費用のマネジメントを確実に実施すること。

(2)　事業者は、本事業の対象施設が学校施設であることを踏まえ、適切な教育環境の維持に配慮し、市及び事業対象校と十分に協議して、事業を実施すること。

(3)　事業者は、本事業の実施に係るリスクについて回避を図るとともに、リスクが顕在化した際には円滑に対応しその影響の最小化を図ること。

４　事業の範囲

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下「ＰＦＩ法」という。）に基づき、別添資料１に示すその２事業対象校（以下「事業対象校」という。）の事業対象棟について、次の業務を行うこと。

なお、(1)～(3)には、各種申請及び許認可申請業務を含む。

(1)　耐震補強業務

ア　耐震補強計画の策定

イ　耐震補強計画に係る第三者機関の評定取得

ウ　耐震補強実施設計

エ　耐震補強工事

オ　耐震補強工事監理（大規模改造業務の工事監理を含む）

以下、上記のアからオの業務を総称して「耐震補強業務」という。また、耐震補強業務の対象棟を総称して「耐震補強対象棟」という。

(2)　大規模改造業務

ア　大規模改造実施設計

イ　大規模改造工事

以下、上記のアとイの業務を総称して「大規模改造業務」という。また、大規模改造業務の対象棟を総称して「大規模改造対象棟」という。

(3)　維持管理業務

ア　建築基準法第12条に基づく建築物の定期点検

イ　建築基準法第12条に基づく建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く。）の定期点検（換気設備、給水設備及び排水設備）

以下、アとイの業務を総称して「維持管理業務」という。また、維持管理業務の対象棟を総称して「維持管理対象棟」といい、維持管理対象棟は事業対象校内の全建築物（建築設備等を含む）を基本とする。

５　遵守すべき関係法令等

本事業を実施するにあたっては、次に掲げる関係法令と基準のほか、その他、本事業を実施するにあたり必要とされる関係法令、条例、規則、基準及び指針等を遵守すること。なお、いずれも事業契約締結時点での最新版を使用すること。

(1)　関係法令

ア　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）

イ　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

ウ　建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）

エ　都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）

オ　電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）

カ　水道法（昭和 32 年法律第 177 号）

キ　下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）

ク　ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）

ケ　道路法（昭和 27 年法律第 180 号）

コ　消防法（昭和 23 年法律第 186 号）

サ　景観法（平成 16 年法律第 110 号）

シ　文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）

ス　建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）
セ　建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
ソ　振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
タ　騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
チ　労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
ツ　労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
テ　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
ト　資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
ナ　建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）
ニ　地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
ヌ　国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
ネ　建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
ノ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
ハ　釧路市建築基準法施行条例（平成 17 年条例第 205 号）
ヒ　釧路市水道事業給水条例（平成 17 年条例第 282 号）
フ　釧路市下水道条例（平成 17 年条例第 287 号）
ヘ　釧路市景観条例（平成 21 年条例第 41 号）
ホ　釧路市手数料条例（平成 17 年条例第 80 号）
マ　釧路市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 33 号）

(2)　適用基準

ア　2001 年改訂版既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準（一般財団法人日本建築防災協会）
イ　2001 年改訂版既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震改修設計指針（一般財団法人日本建築防災協会）
ウ　既存鉄筋コンクリート造建築物の外側耐震改修マニュアル（一般財団法人日本建築防災協会）
エ　平成 25 年版公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
オ　平成 25 年版公共建築改修工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
カ　平成 22 年版建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
キ　平成 25 年版公共建築設備工事標準図（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
ク　平成 18 年版建築設計基準
ケ　平成 21 年版建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
コ　日本建築学会諸基準
サ　建築設備耐震設計・施工指針　2005 年版（国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人建築研究所監修）
シ　平成 25 年版公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
ス　平成 25 年度版公共建築工事標準単価積算基準
セ　平成 18 年度版公共建築数量積算基準
ソ　平成 15 年度版公共建築設備数量積算基準
タ　平成 18 年版屋内運動場等の耐震性能診断基準（文部科学省大臣官房文教施設企画部）

チ　学校施設の耐震補強マニュアルＲＣ造校舎編 2003 年改訂版（文部科学省教育助成局施設助成課）
ツ　学校施設の耐震補強マニュアルＳ造屋内運動場編 2003 年改訂版（文部科学省教育助成局施設助成課）
テ　耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針・同解説（2011 年改訂版）（財団法人日本建築防災協会）
ト　学校環境衛生の基準（文部科学省）
ナ　小学校施設整備指針（文部科学省大臣官房文教施設企画部）
ニ　中学校施設整備指針（文部科学省大臣官房文教施設企画部）
ヌ　学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（文部科学省大臣官房文教施設企画部）
※公共建築工事標準仕様書等に記載の特記仕様書は本書に読み替えるものとする。

6　業務実施にあたっての留意事項

(1)　本事業に関係する業務従事者（事業者及び事業者から業務を受託するその他の業務従事者等。以下「業務従事者」という。）は本事業の目的を理解し、打合せを十分に行うなどして、本事業を円滑に進めること。
(2)　本事業の実施にあたり、市及び事業対象校と協議した場合には、その打合せ議事録を作成・保管し、市及び事業対象校からの指示があるときは、当該打合せ議事録を提出すること。
(3)　上記以外に、当該所轄官庁への許可申請、届出、協議等を行った場合には、その打合せ議事録等を作成・保管し、市及び事業対象校からの指示があるときは、当該打合せ議事録を提出すること。
(4)　市が国庫補助申請を行う際には、市の指示に従い、国庫補助申請に必要な積算内訳書等の書類を整理するなど、市に協力すること。

7　セルフモニタリング

事業者は、耐震補強業務、大規模改造業務及び維持管理業務の実施にあたっては、事業契約書や要求水準書で定められた規定や水準等及び提案内容を満たしているかを自ら検証するセルフモニタリングを実施すること。

セルフモニタリングは、耐震補強業務、大規模改造業務及び維持管理業務の実施前に事業者が策定する要求性能確認計画書に基づき実施するものとし、事業者は、セルフモニタリングの結果を要求性能確認報告書として整理し、市へ提出・報告すること。セルフモニタリングの結果、是正すべき事項が確認された場合は、事業者は迅速かつ確実にその是正を行うこと。

なお、市は要求性能確認報告書等に基づき、事業者が実施した耐震補強業務、大規模改造業務及び維持管理業務の内容が、事業契約書や要求水準書で定められた規定や水準等及び提案内容を満たしているかモニタリングを行う。その結果、是正すべき事項が確認された場合は、事業者は市の指示に従い、迅速かつ確実にその是正を行うこと。

なお、要求性能確認計画書と要求性能確認報告書の内容は次のとおりとするが、詳細は、耐震補強業務、大規模改造業務及び維持管理業務の着手前までに市と事業者が協議のうえ決定すること。

名称	内容等
要求性能確認計画書	事業者が事業契約書及び要求水準書等に従い業務を実施するにあたり、事業者が達成しなければならない要求水準を確保するための管理方法（事業契約書や要求水準書で定められた規定や水準等を満たしているかを自ら検証する方法、検証結果を市へ報告する方法や報告時期等）を整理したもの。
要求性能確認報告書	事業者が実施した業務が要求水準を満足しているかについて、自己評価、評価の理由、評価の根拠等を市が容易に判断できるチェックリストなど。

第２　耐震補強業務及び大規模改造業務の要求水準（共通事項）

１　基本事項

(1)　対象範囲

耐震補強業務及び大規模改造業務の対象棟は「第１　４　事業の範囲」に示すとおりである。

なお、耐震補強業務及び大規模改造業務とも、対象棟の延床面積の増加を伴う計画は不可とする。

その他、仮設校舎の設置と工事中に活用する余裕教室の位置は、別添資料２に示すとおりである。

(2)　工期

耐震補強業務は契約の日から平成28年３月までに、大規模改造業務は、契約の日から平成28年10月までに完了させるものとする。

なお、完成検査及び手直し工事期間並びに揮発性有機化合物等の室内濃度測定を行う場合の測定期間等も工期に含む。

(3)　学校教育活動等への配慮

ア　居ながら施工への配慮

(ｱ)　代替施設の利用制限

市は、耐震補強業務及び大規模改造業務の実施期間中も、通常どおり授業等にて校舎を使用する。そのため、耐震補強業務及び大規模改造業務の実施期間中も事業対象校の各教室は通常どおり学校教育活動が行える状態を確保すること。代替施設の使用は原則認めないが、「第２　２　仮設校舎の設置と余裕教室の活用」の要求水準を満たす場合はその限りでない。

(ｲ)　電気・ガス・上下水道の機能確保

電気・ガス・上下水道については、工事期間中も従前の機能を確保するものとし、必要に応じて、配管の切り回し等の措置を講ずること。

イ　現場作業時間

現場作業時間は、原則として次表の時間内とする。ただし、事業対象校では、耐震補強業務及び大規模改造業務の実施期間中においても授業が行われるほか、地域住民等が利用することもあるため、耐震補強業務及び大規模改造業務の実施にあたっては、事前に学校行事等の確認を行い、市と適宜協議・調整等のうえ、学校教育活動等の支障にならない工事工程を策定すること。

学校名	現場作業時間
各学校共通	８：40　～　18：30

ウ　騒音等の回避・低減

(ｱ)　学校教育活動に配慮し、可能な限り騒音、振動、粉塵、臭気の回避・低減を図ること。騒音、振動、粉塵、臭気を伴う工事を実施する際には、事前に市と協議・調整等のうえ、学校教育活動等の支障とならない工事工程を策定すること。

(ｲ)　外部足場には、防音シート等を活用する等、工事工程に応じて防音等の教育環境を確保するために最大限の配慮を行うこと。

エ　採光・通風の確保

(ｱ)　耐震補強工事及び大規模改造業務の実施期間中においても、可能な限り、採光・通風を確保すること。

(ｲ)　関係法令等に定める基準等を満たす適切な室内照度を確保すること。

オ　工事用車両の通行制限

工事車両は、児童生徒の登下校、学校職員や来客の通行、屋外での学校教育活動等に支障とならない動線を確保すること。また校地外においても地域住民等の歩行、車両通行に対しても配慮すること。

事業対象校の正門は、多数の児童生徒が出入口として使用しているため、工事用車両が通行する場合には、事前に事業対象校と十分に調整のうえ、了承を得てから通行すること。

カ　既存工作物等への配慮

(ｱ)　既存工作物

ａ　耐震補強業務及び大規模改造業務の実施に際し、花壇、菜園、池、鳥小屋、防球ネット、記念碑等、排水溝等の既存工作物は、工事期間中も可能な限り現状維持を図ること。やむを得ず移設等が避けられない場合には、市及び学校と協議し対応を決定するが、移設等を行う場合は、事業者において代替機能を確保すること。

耐震補強工事及び大規模改造業務の完了後は、移設前の状態に現状復旧すること。ただし、市及び事業対象校が機能回復や現状復旧を不要としたものについては、この限りではない。

特に配慮が必要と想定される既存工作物等は次表のとおりである。

その２事業

学校名	既存工作物の名称	場　所
鳥取小学校	ビニールハウス	中庭
	園芸用物置	敷地北側
共栄小学校	菜園・ビニールハウス	校舎東側・特支棟南側
	花壇	職員室南側・中庭
	灯油タンク	特支棟東側
	ゴミ置き場	特支北側・給食搬入口側
	８０周年記念樹	校舎東側
	物置	体育館東側
	リンク板置き場	体育館東側

昭和小学校	羊小屋	管理棟東側
	羊用柵・飼育用柵	管理棟東～南側・普通教室東側
	花壇	校舎南側・普通教室東側
	植え込み	職員室横
	ビニールハウス２棟	校舎南側
	水飲み場	校舎南側
	物置６棟	校舎・体育館棟まわり
	コンテナハウス	体育館横
	車止め	体育館横
	ゴミ置き場	普通教室東側
	バードテーブル２	普通教室東側
大楽毛中学校	物置２棟	職員玄関横・体育館横
	水道	体育館裏
	グランド照明スイッチ	体育館

b　断水、停電、通信設備等の停止を行う必要がある場合は、閉校日に行うものとし、必要に応じて仮設備を設置するなど、学校運営の妨げとならないよう配慮すること。

c　工事で使用した箇所や工事用車両が通過した箇所は、原則として完了検査を受けるまでに、現状どおり復旧すること。

(ｲ)　樹木

耐震補強工事及び大規模改造業務に際し、既存樹木は可能な限り現状維持を図ること。ただし、やむを得ず、既存樹木が支障となる場合には、市及び事業対象校の承諾を得て、枝払いを行うものとする。なお、市及び事業対象校が、伐採を求めたものについては、この限りではない。

(ｳ)　駐輪・駐車スペース

耐震補強業務及び大規模改造業務の実施期間中においても、事業対象校の現状の駐輪・駐車スペースは、原則として、事業対象校各校の敷地内に確保すること。なお、確保する位置等については、学校教育活動等に与える影響を最小限とすることを条件に、事業者の提案に基づき、事前に事業対象校と協議・調整等のうえ、決定すること。

(4)　学校給食への配慮

耐震補強業務及び大規模改造業務の実施期間中においても、事業対象校の学校給食の搬入路を確保すること。

平成 25 年８月現在における、事業対象校各校の学校給食の搬入路等は別添資料１に示すとおりである。

なお、「第１　４　事業の範囲」に示したとおり、昭和小学校・鶴野小学校については、大規模改造工事において給食搬入口の移設・改修を行う予定であるため、移設・改修を考慮した適切な搬入経路を確保すること。機能移転の時期は、市及び事業対象校と調整のうえ決定すること。

(5)　工事用スペースの確保

耐震補強業務及び大規模改造業務の実施にあたり必要な現場事務所、資材置場及び工事車両駐車スペース等については、市及び事業対象校との協議により、学校教育活動に与える影響が最小限となる位置に決定すること。

工事車両駐車スペース等を確保することが困難な場合は、事業者において対応すること。

(6)　揮発性有機化合物の使用制限

ア　室内濃度の測定

(ｱ)　ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物等の化学物質を含む材料は、原則として使用しないこと。塗料等については、水性のものを使用するなど、学校教育環境及び周辺環境に配慮すること。

(ｲ)　耐震補強業務及び大規模改造業務に関連して室内で工事を行った部屋については、次の表に示す方法により、測定対象化学物質の濃度測定をした上、原則として、工事期間中に測定結果を本市に報告すること。測定の実施にあたっては、事前に計画書（測定方法、分析機関、専門機関等の資料）を作成し、市の承諾を受けること。

測定対象室	耐震補強工事・大規模改造業務に関連して室内で工事をした部屋				
測定箇所数	室の床面積　A ㎡	A≦50	50＜A≦200	200＜A≦500	500＞A
	測定箇所数	1	2	3	4
	全測定箇所において、測定対象化学物質の濃度を同時に測定する				
測定方法	パッシブ型採取機を用いて以下の要領で行う。 ① 30分間の換気を行う。 ② ５時間閉鎖する。 　＜採取機を設置する。＞ ③ 原則24時間測定する。(8時間測定) 　＜採取機を回収する。＞ 測定回数は、１回とし、複数回の測定は不要とする。 ①・②の期間、換気扇は稼動させたままとする。 ただし、局所的な換気扇等で常時稼動させないものは停止させたままとする。				
測定対象 化学物質	測定対象化学物質名	厚生労働省指針値(25℃の場合)			
	ホルムアルデヒド	0.08ppm以下(100 μg/m^3)			
	トルエン	0.07ppm以下(260 μg/m^3)			
	キシレン	0.20ppm以下(870 μg/m^3)			
	エチルベンゼン	0.88ppm以下(3800 μg/m^3)			
	スチレン	0.05ppm以下(220 μg/m^3)			
	パラジクロロベンゼン	0.04ppm以下(240 μg/m^3)			

イ　使用制限

(ｱ)　ホルムアルデヒドの規制対象となる建築材料と使用の原則

a　建材（平成 14 年 12 月 26 日付け国土交通省告示第 1112～1113 号の対象建材）

①合板、②木質系フローリング、③構造用パネル、④集成材、⑤単板積層材(LVL)⑥ＭＤＦ、⑦パーティクルボード、⑧その他木質建材、⑨ユリア樹脂板、⑩壁紙、⑪接着剤、⑫保温材、⑬緩衝材、⑭断熱材、⑮塗料、⑯仕上塗材

b　使用の原則

ＪＩＳ及びＪＡＳによるＦ☆☆☆☆のもの又は建築基準法施行令第 20 条の５第４項による国土交通大臣認定品を使用すること。なお、止むを得ず上記以外の製品を使用する場合は、市及び事業対象校と協議のうえ、使用すること。

(ｲ)　建材におけるクロルピリホス及びクレオソート油の使用禁止

(ｳ)　その他化学物質の使用制限

建材の選定にあたっては、材料の成分表又は化学物質安全データシート（ＭＳＤＳ）等により、次の揮発油性化学物質の含有量が少ない材料を選定すること。

a　接着剤及び塗料等の建材に使用される化学物質

トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、テトラデカン、アセトアルデヒド、フタル酸ジ-n-プチル、フタル酸－２－エチルヒキシル

b　殺虫剤及び防蟻材等の建材に使用される化学物質

パラジクロロベンゼン、ダイアジノン、フェノブカルブ

⑺　対象棟及び対象室毎の条件

詳細は、入札公告時の要求水準書において示す。

ア　●●学校

詳細は、入札公告時の要求水準書において示す。

イ　その他（共通事項）

使用頻度が高い棟については、工事を休業日・長期休暇を利用して行うなど工程に配慮すること。

⑻　安全の確保

ア　仮囲いの実施

(ｱ)　工事に必要な仮囲いの範囲は必要最低限とし、工事中における学校利用者等の安全確保のため、仮囲いにより完全に区画すること。

(ｲ)　仮囲い等の位置は、学校運営の支障とならないように配慮すること。

(ｳ)　学校毎に定められた緊急時の避難ルート・避難場所を確保すること。避難ルート・避難場所に支障がある場合は、市及び事業対象校と協議を行うこと。

イ　警備員の配置

(ｱ)　工事期間中には、事業対象校のそれぞれに、１名以上の警備員（警備保障会社の警備員とする。）を配置するとともに、主要資材等の搬出入時については、市と協議し、必要に応じて適宜増員して、児童生徒、学校職員等の安全を図ること。

(ｲ)　工事の作業動線と学校利用者の動線が交差する部分については、必要に応じて警備員を増員するなど､事業対象校内の児童生徒､学校職員等の安全確保を図ること。

(ｳ)　クレーン等の重機など、工事用の大型車両が通学路を通過する場合等には警備員を増員するなど、必要に応じて学校敷地外の安全対策も行うこと。

ウ　その他

(ｱ)　耐震工事期間中は、建築工事安全施工技術指針を参考に、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めること。

(ｲ)　工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、建築基準法、労働安全衛生法、その他関係法規等に従って行うこと。

(ｳ)　仕上塗材、塗料、シーリング材、接着剤その他の化学製品の取扱にあたっては、当該製品の製造所が作成した化学物質等安全データシート（ＭＳＤＳ）を常備し、記載内容の周知徹底を図り、作業者の健康安全の確保及び環境保全に努めること。

(ｴ)　火気の使用や溶接作業を行う場合は、火気の取扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防炎シート等を設けるなど、火災防止の措置を講じること。なお、事業対象校内は、工事現場事務所内や工事車両内等も含めて、全面禁煙とする。

(ｵ)　防火設備及び防犯システム等については､工事中も作動するようにするとともに、止むを得ず停止又は休止させなければならない場合は、事前に本市と協議を行うこと。

(ｶ)　工事現場は、常に整理整頓を行い、事故の未然防止に努めるものとする。特に落下のおそれがあるなど、危険な場所については、随時点検を行うこと。

(ｷ)　解体撤去工事等においては､必ず防塵マスク･防護ヘルメット等を着用すること。

(ｹ)　事業対象校内で作業等を行う場合は、本事業の業務従事者であることを容易に識別できる服装又は名札・腕章等を着用し、業務にあたること。

(9)　周辺環境への配慮

ア　近隣環境に配慮し、騒音、振動、臭気、粉塵の回避・低減を図ること。

イ　工事用車両の出入りに対する交通障害、安全の確認等、構内及び周辺の危険防止に努めること。工事用車両の通行は、朝夕の通勤・通学・通園時間帯を避け、その他の時間帯に通行する際は低速で周囲に十分注意すること。また、周辺の道路に工事関係車両を駐車させないこと。

ウ　掲示等により工程及び工事内容の周知に努めるとともに、必要に応じて近隣への説明等を実施し、工事工程等についての理解を得ること。

(10)　地球環境・省エネルギーへの配慮

ア　建設副産物の発生抑制、再資源化の推進に配慮すること。

イ　循環資源等の使用推進に配慮すること。

ウ　学校の環境教育の充実に資する自然エネルギー利用（太陽光パネル、風力発電等）について、積極的な採用を目指すこと。

エ　その他、CO_2の削減、省資源・省エネルギーに配慮すること。

(11)　防災機能の充実

学校施設は、非常災害時には児童・生徒のみならず地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、非構造部材の耐震化など、防災機能の積極的な充実を目指すこと。

(12)　交流拠点機能の充実

市は、既存校舎の空き教室等について、児童・生徒をはじめ学校の様々な教育活動を支援するＰＴＡや地域住民との交流拠点となりうる機能を整備することを予定している。

詳細は、入札公告時の要求水準書において示す。

(13)　その他

ア　エレベータの設置への配慮

事業対象校では、エレベーターを将来設置する可能性がある。耐震補強と大規模改造に係る実施設計は、当該エレベーターの設置に配慮して行うこと。

なお、エレベーター本体（電気設備含む）やエレベーターの昇降路（基礎を含む）の実施設計はその２事業には含まない。

イ　大楽毛中学校における学校施設の老朽化対策

大楽毛中学校の老朽化改修は、文部科学省の「学校施設老朽対策先導事業　100年学校モデル」（公立小中学校施設の長寿命化改修を推進するための実証事業）に選定されており、ワークショップ等の結果を踏まえながら、平成26年２月末までに長寿命化を考慮した老朽化改修の要求水準を定める予定である。その２事業の事業者は、市が定めた長寿命化を考慮した老朽化改修の要求水準に従い、その２事業とあわせ、基本設計、実施設計及び工事を行うものとする。なお、事業契約後に当該改修にかかる費用が増額した場合、事業費とあわせて市が増額分を支払う予定である。

２　仮設校舎の設置と余裕教室の活用の要求水準

(1)　対象校：昭和小学校・鶴野小学校・大楽毛中学校・山花小中学校

(2)　仮設校舎及び余裕教室の共通の要求水準

仮設校舎及び余裕教室は、耐震補強工事及び大規模改造工事の期間中の一部の教室等の移転先として利用すること。当該教室の教育環境を現状と同程度に維持するとともに、仮設校舎と既存校舎の接続部分は、機能・安全上支障がないよう改修すること。

ア　室の大きさ

仮設校舎、余裕教室ともに、教室の大きさは８ｍ×８ｍ程度を基本とすること。

イ　所有権

(ｱ)　仮設校舎

仮設校舎及び附帯する仮設の設備機器の所有権は事業者が有することとし、事業者は必要な火災保険等に加入すること。

(ｲ)　余裕教室

余裕教室の所有権は、従来どおり市が所有権を有する。

ウ　備品等の搬入と搬出

既存校舎から仮設校舎や余裕教室への備品等の搬入と、仮設校舎と余裕教室から既存校舎への備品等の搬出は事業の対象外とし、市が別途実施する。事業者は、市による備品等の搬入と搬出の円滑化のため、工事工程の調整等について、最大限協力すること。

(3)　仮設校舎の要求水準

ア　仮設校舎の設置位置

別添資料２に記載の位置を基本とし、詳細は市と事業対象校と協議のうえ決定すること。

イ　仮設校舎の階数と各階への室の配置

仮設校舎は平屋建とすること。

仮設校舎の各階への室の配置は、別添資料２を基本とし、詳細は市と事業対象校と協議のうえ決定すること。

ウ　仮設校舎に設置するトイレの数

昭和小学校と鶴野小学校には、仮設校舎に男女別のトイレを次のとおり設置すること。

(ｱ)　男子用　小３ヶ所　大１ヶ所　手洗い

(ｲ)　女子用　３ヶ所　手洗い

(ｳ)　男子と女子共用　スロップシンク　１ヶ所

(4)　余裕教室の要求水準

ア　活用可能な余裕教室

別添資料２に記載の位置を基本とし、詳細は市と事業対象校と協議のうえ決定すること。

イ　設置の規模

既存の室を改修し、移転する室の機能を確保する。

ウ　設置の時期

余裕教室は、事業者の提案に基づき実施される耐震補強工事と大規模改造工事の支障となる室の移転先として活用するものであることから、余裕教室を活用する時期や移転する室は、次の(ｱ)～(ｴ)の要件を満たすことを条件として、事業者の提案によるものとする。

(ｱ)　余裕教室に移転可能な期間は、大規模改造工事の終了時までとする。

(ｲ)　特別教室の余裕教室への移転は可能な限り抑制する。
(ｳ)　余裕教室に移転する室数は可能な限り抑制する。
(ｴ)　低学年の余裕教室への移転は可能な限り抑制する。

エ　撤去の時期
事業者の提案による。

(5)　仮設校舎及び余裕教室の建築・設備仕様の要求水準

ア　建築工事
(ｱ)　構造方式
基礎方式は、外周部をコンクリートの布基礎、内部を束基礎とする。
建物構造は軽量鉄骨造とし、柱は 2C-100×50×20×3.2、梁はトラス梁を基本とする。
(ｲ)　外部・内部仕上げ
屋根は長尺カラー折板､外壁は金属サイディングを基本とすること｡内部仕上は、天井・壁は化粧石膏ボード、床は長尺塩ビシートを基本とする。
屋根･壁･床下は､寒冷地であることを考慮し､壁の内断熱材をグラスウール 50㎜厚とする等、十分な断熱性能を確保すること。
(ｳ)　建具
外部に面する建具はアルミサッシとし､窓は２重サッシ､戸は１重サッシとする。
(ｴ)　黒板
各室に黒板を設置すること。
黒板はホーロー曲面黒板（W3600×H1200）とし、アルミ枠、チョーク溝、チョークボックスを設けること。

イ　電気設備工事
(ｱ)　照明設備
各室の機能を満足する照明設備を設けること。
(ｲ)　放送・通信設備（防災設備を含む）
既存校舎と同等の放送・通信設備を設けること。既存校舎の放送・通信システムと連携すること。

ウ　機械設備工事
(ｱ)　給排水衛生設備
既存校舎と同等の給排水衛生設備を設けること。
(ｲ)　暖房、換気設備
居室にはガスＦＦ式暖房器具及び換気設備を設けること。

(6)　学校ごとの特記事項
ア　備蓄庫として使用している部屋について、移動を要する場合は、事前に市担当課と協議を行うこと。
イ　使用頻度が高い棟については、工事を休業日・長期休暇を利用して行うなど工程に

配慮すること。

第３　耐震補強業務の要求水準

１　耐震補強計画策定の要求水準

事業者は、耐震第二次診断の結果及び要求水準書並びに提案書の内容に基づき、耐震補強対象棟毎に耐震補強計画を策定すること。

(1)　Is 値

Is 値≧0.7 とし、CTU･SD≧0.3 とすること。(FU＝1.0 の場合、CTU･SD≧0.45 とする。)（診断次数は、二次診断以上とする。）

(2)　工法

校舎内部からの施工を要しない外付工法を基本とすること。ただし、校舎内部からの施工を要する外付け工法及び校舎内部に補強を施す工法については、学校教育活動に支障がないと認められる場合はこの限りではない。

なお、外付工法とは、主として「2001 年改訂版　既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震改修設計指針同解説・３章（一般財団法人日本建築防災協会)」に記載された、①バットレス工法、②立体フレーム工法、③外付けフレーム工法（以下「在来工法」という。)、または､以下の第三者機関から技術評価を受けた躯体外部に耐震改修を行う工法をいい、入札・二次審査受付の日までに当該技術評価を受けているものであること。

ア　一般財団法人日本建築総合試験所が発行する建築技術性能証明

イ　一般財団法人日本建築防災協会が発行する防災技術評価

ウ　国土交通省から指定を受けている性能評価機関が発行する技術評価書

(3)　採光・通風の確保

採光･通風を確保するため､耐震補強の方法は､外壁面からの外付け補強を基本とし､外部開口部と重なる耐震補強材の見付面積は、現況の建具面積の 40％未満とすること。

２　耐震補強計画に係る第三者機関の評定取得の要求水準

(1)　適合証の取得

事業者は、補強計画対象棟を対象に､「第３　１　耐震補強計画策定の要求水準」で実施した耐震補強計画を整理し、次の各号に該当する法人（判定委員会等）から、建築物の耐震改修の促進に関する法律第８条第３項第１号の規定による国土交通大臣が定める基準に適合している旨の適合証（以下「適合証」という。）の交付を受けること。なお、判定委員会等の所在地は問わない。

ア　「既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会」に参加している判定委員会であること。

イ　耐震診断、耐震改修設計等の業務について、相当の知識と経験を有し、内部組織に専門知識を有する複数の学識経験者等で構成される委員会を設置しているものであること。

(2)　適合証の提出

事業者は、補強計画対象棟の適合証を市に提出すること。

(3)　その他

事業者は、必要に応じて、耐震改修促進法第 8 条第 1 項の規定に基づく耐震改修計画の認定を受けるための手続きを行うこと。

3　耐震補強実施設計の要求水準

(1)　実施設計図書の作成

事業者は、補強対象棟について、要求水準書、適合証の公布を受けた耐震補強計画及び提案書に基づき、実施設計図書を作成すること。

(2)　工事費内訳書等の作成

事業者は、実施設計図書に基づき、積算数量計算書、工事費内訳書等を作成すること。

(3)　工事の実施に必要な各種申請業務

工事の実施にあたり必要となる各種申請は、事前協議を含めて全て事業者が行うこと。申請に必要な手数料等は事業者の負担とする。

(4)　非構造部材の落下防止等

大地震時においても安全な学習空間や避難路を確保するため、天井材等の内装材、外装材、照明器具、家具等の非構造部材についても破損・脱落・転倒について、積極的な防止対策を目指すこと。

4　耐震補強工事の要求水準

(1)　基本事項

ア　事業者は、補強対象棟の耐震補強に必要な工事を全て施工すること。また、工事を行うために必要な一切の業務については、事業者が自己の責任において行うこと。

イ　耐震補強工事にあたって必要となる当該所轄官庁への各種の許可申請、届出等については、事業者の責任において行うこと。

ウ　原則として、工事に必要な工事用電力、水道及びガスの費用、並びに、電気主任技術者の立会いに要する費用等は自己の費用及び責任において調達すること。

(2)　工事現場の管理

ア　学校施設の使用

事業者は、耐震補強工事を行うにあたって使用が必要となる場所及び設備等について、各々その使用期間を明らかにしたうえで、事前に市及び学校長に届け出て、学校長から使用についての承諾を得ること。

事業者は、学校長が使用を承諾した期間において、善良なる管理者の注意義務をもって、上記の使用権限が与えられた場所等の管理を行うこと。

イ　施工体制台帳の作成

事業者は、市で定める施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、写しを市に提出すること。また、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。

ウ　工事記録の整備

工事期間中、工事現場には常に工事内容等を記した工事記録を整備すること。

エ　工事写真の管理

事業者は、工事を行う箇所の工事着手前から完成までの各工程全般の工事写真を市に提出すること。工事完了後に不可視部となる箇所については、特に留意すること。

(ｱ)　工事写真の大きさは、サービス版（カラー75m/m×110m/m程度）とすること。

(ｲ)　工事写真は、社団法人建設業協会推奨工事手帳Ａ４版又はフリーアルバムに整理すること。

(ｳ)　デジタルカメラ等電子媒体で写真撮影を行う場合は、必要な文字、数量等の内容の判断ができる機能及び精度を確保し、有効画素数が80万画素以上の撮影機材を用いること。工事写真をプリントアウトする場合は、フルカラー300dpi以上のプリンターを用い、インク、用紙等は、通常の使用条件のもとで３年程度、顕著な劣化が生じないものを用いること。

(3)　完成確認

ア　事業者は、工事完了後、耐震補強対象棟ごとに市による耐震補強工事の完成確認を行い、各事業実施場所においていずれも事業契約書等に定める水準を満たしていることを確認すること。

イ　事業者は、事業対象校ごとの当該完成確認の日程を、事前に市及び事業対象校に対して通知すること。

ウ　事業者は、市及び事業対象校に対して、完成確認の結果を書面で報告すること。

エ　工事の完成に際しては、各種の残材、がれき、木くず等を校外に搬出処分した上、工事で使用した箇所（資材置場、駐車場を含む。）を清掃する等、入念に後片付けを行うこと。

(4)　非常時、緊急時の対応

事故、火災等、非常時・緊急時への対応について、事業者はあらかじめ市と協議のうえ、防災マニュアル（仮称）を作成すること。事故等が発生した場合は、防災マニュアル（仮称）に従い、直ちに被害拡大の防止に必要な措置を講じること。

(5)　地域住民への配慮

事業者は、自己の責任において、騒音、振動、悪臭、光害、電波障害、粉塵の発生、交通渋滞､その他耐震補強工事の実施により地域住民の生活環境が受ける影響を検討し、合理的な範囲の対策を実施すること。

(6)　建設副産物の取扱い等

ア　建設副産物の取り扱い

(ｱ)　事業者は、工事を施工する場合において、あらかじめ、建設リサイクルデータ統合システム（ＣＲＥＤＡＳ）による再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を２部作成し、そのうちの１部を市に提出するとともに、残り１部を、工事完成後１年間保管すること。

(ｲ)　事業者は、工事完了後速やかに、建設リサイクルデータ統合システム（ＣＲＥＤＡＳ）による再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書をそれぞれ３部作成し、そのうちの２部を市に提出するとともに、残りの１部を工事完成後１年間保管すること。

(ｳ)　事業者は、型枠使用量調査票を工事完成後速やかに作成し、市に提出すること。

イ　解体材・発生材等の処理

発生材等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）、その他関係法令等に従い、適正に処理すること。

(ｱ)　廃掃法等に基づき市に引渡すもの
ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）含有物

(ｲ)　廃掃法に基づく特別管理廃棄物の処理方法
廃石綿の処理方法は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」によること。

(ｳ)　建設リサイクル法に基づき、再資源化を図る特定建設資材
ａ　コンクリート
ｂ　コンクリート及び鉄から成る建設資材
ｃ　木材（再資源化が困難な場合は、適正な施設で処分すること。）
ｄ　アスファルト・コンクリート塊

なお、特定建設資材については、他の廃棄物と分別したうえ、再生資源化施設等（廃掃法第 14 条第 6 項の許可を受けた施設）に搬入したのち、調書を作成して市に提出すること。

建具廻り等に用いるポリサルファイド系シーリングのうち､昭和 43～47 年度の製品については、ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）を含有しているおそれがあるため注意すること。

ウ　産業廃棄物処理

(ｱ)　事業者は、廃掃法及びその他関係法令を遵守すること。

(ｲ)　事業者は、自らが処理対策要綱の排出事業者であることを認識したうえ、下請事業者に廃棄物を処分させる場合においても、処理対策要綱第4条の規定に基づき、誠実に対応すること。

(ｳ)　事業者は、発生する産業廃棄物の種類、生量及び処理方法等の必要な事項を整理のうえ、市に提出すること。

(ｴ)　事業者は、本契約に係る産業廃棄物の処理状況を明らかにするため、市の求めに応じて、施工計画書、廃棄物処理委託契約書及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）

等の写しを提出すること。

(ｵ)　事業者は、本契約に係る産業廃棄物が適正に処分されなかった場合は、処理対策要綱第4条第2項の規定及び市の指示に従い､原状回復等の必要な措置を講じること。

エ　アスベストの処理工事

事業者は、アスベストを含有する建材を撤去する場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」の規定に基づき、適正に処理すること。

非飛散性アスベスト（アスベスト成形板）については、「石綿障害予防規則」「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針｣により適正に除去､処理すること。また、これらに記載のない事項については、市の指示に従うこと。

なお、飛散性アスベスト（飛散性に準ずるものも含む）を使用している対象棟は無い。

(7)　その他

ア　工事に使用する重機や工具等については、騒音や振動等に配慮されたものを使用すること。

イ　工事に必要な工事用足場は、屋外に設置するものについては原則として枠組本足場手すり先行方式（周囲防護ネット張り）とすること。

ウ　事業用電気工作物の改修等においては、電気主任技術者の立会い等の措置を講ずること。

5　耐震補強工事に係る工事監理の要求水準

(1)　総則

事業者が自らの費用負担により選任した工事監理者は、以下の業務のほか、耐震補強工事の適切な監理に必要な業務を行うこと。

ア　耐震補強工事の工事監理を行うこと。

イ　耐震補強工事で作成する全ての書類、図書が事業契約書等に定めるとおりであるかの審査を行うこと。

ウ　打合せ議事録を作成し、市に提出すること。

(2)　工事監理記録等の検査と報告

ア　工事監理者は、工事監理業務の完了にあたって、要求性能確認計画書に基づき、自主的に工事監理記録等の内容を検査し､その結果を要求性能確認報告書として整理し､市に報告すること。

イ　工事監理者は、市に対し工事監理の状況を毎月１回以上報告し、市の確認を受けること。ただし、この確認は、施工等の状況・水準に関して市が認証したことを意味するものではない。また、市又は事業対象校が要請したときには、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の随時報告を行うこと。

(3)　工事検査

ア　完了時には、完成検査を行うこと。

イ　工事監理者は工事が完了するごとに、市に対して完成確認報告を行うこと。この場合、事業者は、施工記録と要求性能確認報告書を用意し、現場で市の確認を受けること。市は、対象範囲の状態が事業契約書等において定められた水準に適合するものであるか否かについて確認を行うが、この確認は、各業務の水準に関して市が認証したことを意味するものではない。

ウ　確認の結果、事業契約書において定められた水準を満たしていない場合には、事業者は市の指示に基づき改善を行うこと。

６　耐震補強部における建築・設備仕様の要求水準

工事の実施にあたっては、適用基準等との整合性を確認し、既存施設との調和等、意匠性に配慮すること。

(1)　建築改修工事

ア　耐震補強部材

耐震補強部材は、建築基準法施行令第107条１号における耐火性能を有するものとすること。

ただし、耐震改修促進法第８条第１項の規定に基づく耐震改修計画の認定等により、建築基準法の緩和規定の適用を受けた場合はこの限りではない。

イ　改修範囲

耐震補強部材を設置する場合において、既存の外壁等を撤去し復旧する必要がある場合は、当該部分の柱又は梁面を１面塗り替えるなど、意匠性への配慮を考慮した範囲とすること。

ウ　エキスパンションジョイント改修工事

エキスパンションジョイント改修工事を実施する場合は、次の事項を遵守すること。

(ｱ)　建物内部は、工事中も工事対象外の棟が利用できるよう、仮設間仕切（Ａ種）により完全に区切る等、児童の安全の確保に努めること。

(ｲ)　切断工事は、出来る限りワイヤーソーやウォールカッター等を用い、騒音・振動の発生を抑えること。

(ｳ)　パラペット部分は、漏水のない納まりとすること。

(ｴ)　エキスパンションジョイントの内外壁及び床部分には、アルミ製又はステンレス製の金物を設置すること。なお、廊下部分の床金物については、防滑性に優れたものを使用すること。

(ｵ)　工事完了後は、速やかに仮設間仕切を撤去し、通常どおり利用できるよう配慮すること。

(2)　電気設備改修工事

ア　電灯設備

(ｱ)　建築改修工事の支障となる配管配線、配線器具類及び機器類は、敷設替えを行う

こと。なお、敷設替えに際しては、意匠性を十分考慮すること。

(ｲ)　外壁面に対する耐震部材の設置により、居室の照度が机上面照度で300ルクス以上、黒板面照度で500ルクス以上確保することが出来ない場合並びに廊下等の照度が低下する場合は、照度が確保できるよう照明設備を増設すること。

イ　動力設備

建築改修工事の支障となる配管配線及び機器類は、敷設替えを行うこと。空調設備用の動力についても同様とする。

ウ　受変電設備

(ｱ)　照明や動力設備の増設など、本工事の施工に伴い負荷の増設を行う場合は、負荷計算等を行い適切な設計及び施工を行うこと。

(ｲ)　高圧受変電設備の施工にあたっては、電気主任技術者の立会のもとに行うこと。

エ　弱電設備

建築改修工事の支障となる配管配線、配線器具類及び機器類は、敷設替えを行うこと。

オ　ＰＣＢ器具等

(ｱ)　撤去した照明器具、受変電機器等は、ＰＣＢ使用の有無を確認し、その全リスト（機器名、形式、ＰＣＢの有無、台数等）を市に提出すること。ＰＣＢ使用機器は、市の指示に従い、所定の場所に保管し、その他撤去機器については請負者にて適正に処分すること。

(ｲ)　工事の際に撤去した高圧機器絶縁油は、ＰＣＢ含有分析試験を行うこと。なお、試験は、特定計量証明事業者において行うこと。

(ｳ)　ＰＣＢの含有量が環境省令第23号に基づく基準値（当該廃油に含まれるＰＣＢの量が試料１kgにつき0.5mg）以下の場合は、高圧機器と絶縁油の撤去、処分を適正に行うこと。一方、基準値を超える場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市と協議のうえ、所定の場所に保管すること。

(ｴ)　上記は全て工期内に行うこと。

カ　耐震性能の確認

(ｱ)　新設設備機器については、「建築設備耐震設計・施工指針」2005年版（国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人建築研究所監修）に基づき応力計算を行い固定すること。計算書は市に提出し、承諾を得ること。

(ｲ)　設計用標準水平震度は「避難施設」の数値とし、「重要機器」は、受変電設備、交換機、火災報知器受信機とすること。

キ　その他

(ｱ)　設計施工にあたっては、電気設備技術基準、社団法人日本電気協会の内線規程及び高圧受電設備規程を遵守すること。

(ｲ)　工事の支障となる機械警備（防犯システム等）については、専門工事業者に施工

させること。

(3)　機械設備改修工事

ア　給排水設備

建築改修工事の支障となる排水管や桝等は、排水勾配を考慮して、影響範囲を取替えること。桝は原則として、コンクリート製とすること。ため桝及び汚水桝の仕様は「公共建築設備工事標準図 機械設備工事編 機材59及び57」とし、マンホール蓋は耐荷重を考慮した鋳鉄製とする。敷地条件等によりやむを得ず設置できない場合は、市の承諾を得て、ビニル製小口径桝に替えることができるものとする。なお、桝蓋には、耐荷重を考慮し防護ハットを設置すること。

イ　ガス設備

(ｱ)　建築改修工事の支障となるガス管は支持金物、配管付属品等を含む全ての敷設替えを行うこと。なお、露出配管は、下地処理１回、合成樹脂調合ペイント（ＳＯＰ）２回塗りによる塗装仕上げとし、屋外露出配管の支持金物はＳＵＳ製とすること。
(ｲ)　ガス工事は、ガス事業者の施工基準によること。

ウ　消火設備

(ｱ)　建築改修工事の支障となる消火管及び消火栓ボックスは支持金物、配管付属品等を含む全ての敷設替えを行うこと。なお、工事期間中、消火栓等が使用出来ない場合は、所轄の消防署と協議のうえ、大型消火器を設置するなどの対策を行うこと。
(ｲ)　消火管の材質は、配管用炭素鋼鋼管(白)とすること。地中埋設配管は、硬質塩化ビニル外面被覆鋼管とし、屋外露出配管の支持金物はＳＵＳ製とすること。

エ　空気調和設備

建築改修工事の支障となる空調機器等は、移設工事又は仮設工事を行い、建築改修工事完了後に復旧工事を行うこと。

オ　耐震性能の確認

(ｱ)　新設設備機器については、「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」平成８年版（建設大臣官房官庁営繕部監修）に基づき応力計算を行い固定すること。計算書は市に提出し、承諾を得ること。
(ｲ)　設計用標準水平震度は、「避難施設」の数値とし、「重要機器」は、防災機器、ガス機器、ボイラー、給排水機器、雑用水槽、防災用水槽とすること。

カ　その他

(ｱ)　屋外埋設配管の埋め戻し後の復旧仕上げは、既存の仕様に合わせること。
(ｲ)　配管及び機器類の撤去跡は、周辺の仕上げに合わせた復旧を行うこと。

第４　大規模改造業務の要求水準

１　大規模改造実施設計の要求水準

(1)　実施設計図書の作成

事業者は、大規模改造対象棟について、要求水準書と提案書に基づき、実施設計図書を作成すること。

(2)　工事費内訳書等の作成

事業者は、実施設計図書に基づき、積算数量計算書、工事費内訳書等を作成すること。

(3)　工事の実施に必要な各種申請業務

工事の実施にあたり必要となる各種申請は、事前協議を含めて全て事業者が行うこと。申請に必要な手数料等は事業者の負担とする。

２　大規模改造工事の要求水準

「第３　４　耐震補強工事の要求水準」について、耐震補強を大規模改造と読み替えて準用すること。

３　大規模改造工事に係る工事監理の要求水準

「第３　５　耐震補強工事に係る工事監理の要求水準」について、耐震補強を大規模改造と読み替えて準用すること。

４　大規模改造における建築・設備仕様

(1)　共通

大規模改造の工事にあたっては、適用基準等との整合性を確認し、既存施設との調和等、意匠性に配慮すること。

建築改修工事、電気設備改修工事及び機械設備改修工事の要求水準は、次の（2）に記載のないものは、別添資料３～８によるものとする。ただし、数量及び寸法は参考値として扱い、仕上名称並びに改修概要については、別添資料に示した仕様と同等以上の水準を確保すること。

(2)　各工事の要求水準

ア　建築改修工事

(ｱ)　外壁改修工事

ひび割れや鉄筋の露出部等の不良部分を補修後、追従性のある弾性塗料を使用し塗装すること。標準とする仕様を以下に示し、参考数量を別添資料５に示す。

ａ　鉄筋露出部補修は鉄筋防錆とすること。

ｂ　ひび割れ補修は、エポキシ樹脂自動低圧注入工法とすること。

ｃ　浮き部補修は、アンカーピニング全面エポキシ樹脂注入工法（一般部ピン13本/㎡）とすること。

ｄ　コンクリートの下地調整は屋内外Ｃ－１とすること。

e　弾性塗料は防水形複層塗材E（複層弾性）凹凸模様、吹付け、下塗り１回・増塗１回・基層塗２回・模様塗１回・上塗２回・水系アクリルつやありとすること。

f　機械設備の撤去に伴い、不要となる既存の煙突（地上部）を撤去すること。撤去に伴い開口が生じる場合は閉鎖し、屋根としての機能に支障がないよう整備すること。

(ｲ)　屋根改修工事

【その 2】鶴野小、大楽毛中、山花小中学校

a　屋上防水は笠木金物等含め撤去改修すること。

【その 2】鳥取小、共栄小、昭和小

b　陸屋根部分の屋上防水の改修は行わない。

【その 2】鳥取小、共栄小、昭和小、鶴野小、大楽毛中、山花小中学校

c　金属屋根については、下地ルーフィングから改修し、屋根材の厚みは0.4mm以上とし、ガルバリウム鋼板と同等以上の性能を持つ金属板により蟻掛葺きとすること。

d　詳細な現地調査を行い、既存板金部に断熱材などで下地形成し、平葺きによるカバー工法や新たに雪割り部を設けるなどの創意工夫も検討すること。

(ｳ)　内装改修工事

【共通】

諸室毎の既存仕上げ及び標準とする改修仕上げは、別添資料３に示す。

基本的な改修仕上げは次のとおりとする。

a　床

【その 2】鳥取小、共栄小、昭和小、鶴野小、大楽毛中、山花小中学校

既存Ｐタイル撤去後、ビニル床シートに更新すること。

幅木も既存を撤去しビニル幅木にすること。

b　壁

【共通】

モルタル塗装仕上げ面はひび割れ補修後に再塗装し、合板塗装仕上げ面は現在と同等以上の塗料により塗装すること。

【その 2】鳥取小、共栄小、昭和小

既存しな合板撤去後、しな合板（WUC）に更新すること。

【その 2】鶴野小、大楽毛中、山花小中学校

既存しな合板は塗装改修とすること。

【その 2】鶴野小、大楽毛中、山花小中学校

トイレの間仕切り CB の解体撤去に伴い、全面的に撤去改修、間仕切りはLGS+PB12.5 重ね（2 枚）とすること。

c　天井

【その 2】鳥取小、共栄小、昭和小

最上階の化粧石膏ボードは新規更新とすること。最上階以外の石膏ボード塗装は新規石膏ボードに塗装仕上げとすること。

【その 2】鶴野小、山花小中学校

現状石膏ボード面は塗装改修とする。但し、設備工事用として天井面積の 20%程度はボードの張替えとする。

(ｴ)　断熱改修工事

【共通】

a　校舎の屋根と外壁を断熱改修すること。

b　外壁は内断熱を基本とし、モルタル・プラスター撤去のうえ、硬質ウレタンフォーム吹付とすること。

c　屋根は内断熱とし、スラブ下に硬質ウレタンフォーム吹付とすること。

d　断熱は、原則として、梁型と柱型も行うこと。

e　壁の断熱はヒートブリッジ防止のため、原則として、900ｍｍの折り返し断熱を行うこと。

【その2】鳥取小、共栄小、昭和小

f　外壁側の既存木下地に、硬質ウレタンフォーム吹付け45㎜とすること。最上階の天井は硬質ウレタンフォーム吹付け50㎜とすること。

g　ただし、外壁側が内側モルタル仕上げなどの場合は、一部外断熱を検討すること。

【その2】山花小中学校

h　外壁側の既存木下地に、硬質ウレタンフォーム吹付け35㎜とすること。最上階の天井は硬質ウレタンフォーム吹付け45㎜とすること。

【その2】鶴野小、大楽毛中

i　外壁側の既存木下地に、硬質ウレタンフォーム吹付け35㎜とすること。最上階の天井は硬質ウレタンフォーム吹付け45㎜とすること。内壁は合板+SOP塗装の撤去新設、スラブ下はPB+EP塗装とすること。

(ｵ)　建具改修工事

【共通】

改修対象となる建具及び仕様は、別添資料４に示す。

基本的な改修仕様は以下の通りとする。

a　木製建具

【共通】

教室の入り口等の木製建具は、既存と同等の木製建具、または、メラミン化粧板仕上のフラッシュ建具に更新すること。

【その2】鳥取小、共栄小、昭和小

既存木製建具は枠材共に撤去し更新すること。

【その2】鶴野小、大楽毛中、山花小中学校

木製戸は全て更新し、木製窓は塗装改修とすること。

b　アルミ製窓

【共通】

別添資料４に示す複層ガラスを用いる建具は、５㎜＋空気層６㎜＋５㎜とすること。

建具枠周辺のシーリングは、ノンワーキング、変形シリコーン系（ＭＳ－２）とすること。

開閉不良が生じている箇所については、建付調整を行うこと。

【その2】鳥取小、共栄小、昭和小

ガラス及びシーリングを更新すること。

既存サッシュの水切り部は腐食による穴あきがあるため、更新すること。

【その 2】鶴野小、大楽毛中、山花小中学校

外壁アルミサッシ内側にブラストサッシ取付とすること。ガラスは全て取り替えとすること。

c　アルミ製ドア、スチール製ドア

【その 2】鳥取小、共栄小、昭和小

外部に面する既存アルミ製ドア、スチール製ドアは、腐食が進行しているため、カバー工法により更新すること。

内部のスチール製ドアは塗装改修とすること。

(ｶ)　仕上ユニット改修工事

【共通】

a　黒板、児童生徒用収納棚を以下の仕様とすること。

対象は別添資料４に示す。

黒板：W3600×H1200、ホーロー曲面黒板、アルミ枠、チョーク溝、チョークボックス共

児童生徒用収納棚：W1700×H1100×D350　１クラスあたり４台設置すること。

【その 2】鳥取小、共栄小、昭和小

b　児童生徒用収納棚・掃除用具入れは新規更新とすること。

c　黒板は既存撤去後、曲面黒板に更新すること。

d　既存トイレブースは撤去後、更新すること。但し一部さわやかトイレに改修済みのトイレを除く。

【その 2】鶴野小、大楽毛中、山花小中学校

e　児童生徒用収納棚は新規更新とすること。掃除用具入れは、塗装改修とする。

f　黒板は既存撤去後、曲面黒板に更新すること。

(ｷ)　教材改修工事

【共通】

理科室の実験台及び家庭科室の調理台を同等品以上の仕様に取り替えること。

(ｸ)　ダムウェーター改修工事

【共通】

制御方式の変更に伴い、以下の仕様に改修すること。

a　制御方式はインバーター方式とすること。

b　制御盤、巻上機、昇降カゴ、乗場扉、乗場押し釦ほか電気廻り製品は取り替えること。

c　昇降路内ガイドレール、巻上機ビーム、乗場三方枠及び敷居は既存の設備を利用すること。

(ｹ)　屋外避難階段改修工事

【その 2】鳥取小、共栄小、昭和小、鶴野小、大楽毛中、山花小中学校

a　既存屋外階段は撤去し、新たに亜鉛めっき仕様の屋外階段に更新すること（屋根を含む）。

b　基礎は既存を利用すること。

c　既存の屋外避難階段の基礎部を利用し、改修を行うこと。

(ｺ)　太陽光発電フェンス工事

【その2】山花小中学校

a　太陽光発電装置の周囲(70m)に、高さ1,800mmの防護フェンスを設置すること。

b　防護フェンスにはW900mmの門扉を設置すること。

(ｻ)　その他工事

【その2】鶴野小、大楽毛中、山花小中学校

給食搬入口等については既存校舎内に新設すること。

(ｼ)　撤去工事

a　煙突内断熱材(アスベスト)の撤去を行うこと。

b　焼却炉の撤去を行うこと。(大楽毛中学校)

c　別添資料２に基づき解体を行うこと。

イ　電気設備改修工事

(ｱ)　受変電設備

a　高圧引込み及び屋内受変電設備を更新すること。

b　工事期間中は現状の受変電設備（電気室）の電源を生かしながら、新規に別の場所（鳥取小、共栄小、昭和小、鶴野小は2階以上の空き教室等、大楽毛中、山花小中学校は空き教室等）に受電設備を設置し、工事完了時に既存電気室を撤去する。

c　主遮断装置はPF－S形とすること。

d　新電気室は不燃材仕上げとすること（建築工事）。

e　受電形態は屋内キュービクル形とすること。

f　処分する高圧機器類の微量PCBの有無については保安協会に確認し適切な処置を施すこと。

(ｲ)　電灯設備

【共通】

a　電灯分電盤及び幹線ケーブルを更新すること。

b　既存分電盤は工事期間中は使用するため、現状の分電盤の付近に新規に設置すること。

c　既存分電盤の中身及び扉は工事完了後廃棄処分とし、埋込み部分は鋼板製のブランクプレート類で処理をすること。

d　校舎棟の照明器具をHf蛍光灯器具に、又一部LED器具に更新すること。

e　屋内運動場の照明器具を無電極ランプ（エバーライト）に更新すること。

f　配線器具類を更新すること。

g　上記に伴う配線類を更新すること。

(ｳ)　動力設備

【共通】

a　動力分電盤及び幹線ケーブルを更新すること。

b　動力負荷の2次側配線を更新すること。

(ｴ)　電話設備

【共通】

a　管理部門は多機能又は一般電話機に、各教師にはPHS携帯端末に更新すること。

b　上記に伴う配線類を更新すること。

(ｵ)　構内情報通信網設備（LAN）

【共通】

a　管理部門は有線LANとし、教室棟は無線LANに更新すること。

b　管理部門は有線ＬＡＮに、教室棟は無線ＬＡＮに更新すること。

(ｶ)　電気時計設備

【共通】

a　屋内運動場及び屋外の電気時計を更新すること。

b　上記に伴う配線類を更新すること。

c　屋内運動場及び屋外の電気時計を既存と同等の設備に更新すること。

(ｷ)　拡声設備

【共通】

a　校舎棟の防災アンプ及びプログラムタイマー・スピーカーを更新すること。

b　屋内運動場及び視聴覚・音楽教室等の単独音響設備を更新すること。

c　上記に伴う配線類を更新すること。

【その2】鳥取小

特別支援教室映像設備は別途とする。

(ｸ)　防犯設備

【共通】

a　校内の防犯設備を新規に設置すること。

b　防犯受信機（40回線）は職員室に設置すること。

c　上記に伴う配線類を更新すること。

【その2】山花小中学校

a　校内の防犯設備及び配線類を新設すること。

b　防犯受信機（20回線）は職員室に設置すること。

(ｹ)　呼出設備

【共通】

a　トイレの緊急呼出及び出入口のインターホン設備を更新すること。

b　電気錠は建築工事とする。

c　上記に伴う配線類を更新すること。

(ｺ)　テレビ共同受信設備

【共通】

a　テレビアンテナ・ブースタ類及びテレビ端子を更新すること。

b　上記に伴う配線類を更新すること。

(ｻ)　火災報知設備

【共通】

a　火災受信機及び感知器類を更新すること。

b　上記に伴う配線類を更新すること。

(ｼ)　ガス漏れ警報設備

【その2】鳥取小、共栄小、昭和小、鶴野小、大楽毛中

a　都市ガス使用場所のガス漏れ感知器を更新すること。
b　受信機は火報複合盤に表示すること。
c　上記に伴う配線類を更新すること。

【その 2】山花小中学校

a　プロパンガス使用場所のガス漏れ感知器を更新すること。
b　受信機は火報複合盤に表示すること。
c　上記に伴う配線類を更新すること。

(ス)　機械警備用配管設備

【共通】

1 階部分のみ機械警備用の配管を新設すること。

(セ)　太陽光発電設備

【共通】

a　太陽電池モジュール（10.0KW程度）を架台共屋上もしくは屋外に設置する。
b　上記荷重について建築と構造強度の確認を行うこと。
c　売電用積算電力計、データ収集装置及び表示装置を設置すること。
d　上記に伴う新設配線を行うこと。
e　発電量を表示するパネルを児童・生徒の見やすい位置に設置すること。また、発電量を自動的に記録する集計装置を事業対象校各校に 1 台ずつ設置すること。
f　自立運転機能を付加すること。
g　蓄電池設備は付さないこと。
h　太陽光パネルにより発電された電力は校内消費すること。
I　災害用コンセントを避難場所に設置すること。

(ソ)　既存撤去工事

【共通】

更新する受電設備の高圧機器類、照明器具、その他弱電機器類を全て撤去し処分すること。

(タ)　発生材処理

【共通】

受変電設備の高圧機器類､照明器具その他弱電機器類を全て撤去し処分すること。

ウ　機械設備改修工事

改修対象となる設備は、別添資料●に示す。

(ア)　屋外給水設備

【その 2】鳥取小、共栄小、昭和小、山花小中学校

DIP100φ給水本管より 75mm にて分岐し、建物内に引込むこと。

【その 2】鶴野小、大楽毛中

給水本管 250 より 75mm にて分岐し、建物内に引込むこと。

【その 2】山花小中学校

給水本管より 75mm にて分岐し、建物内に引込むこと。

(ｲ)　屋外排水設備

【その 2】鳥取小、共栄小、昭和小、大楽毛中

分流式とし公共桝へ接続すること。但し雨水管は、単独系統とし雨水用排水桝へ接続すること。

【その 2】鶴野小

分流式とし公共枡へ接続すること。雨水は浸透式とし各枡で処理すること。

【その 2】山花小中学校

雨水も含め合流式とし、既存浄化槽へ接続する。浄化槽はそのまま使用する。

(ｳ)　屋内給水設備

【その 2】鳥取小、共栄小、昭和小、鶴野小、大楽毛中

各所に水抜き栓を設置の上、各器具へ直圧にて配管接続する。但し 3 階部分は、直結加圧給水方式とする。

【その 2】山花小中学校

各引込み部に電動水抜き栓を取り付け、各器具へ配管接続する。

(ｴ)　屋内排水設備

汚水・雑排水・雨水の各系統に分け、屋外第 1 桝へ接続すること。

(ｵ)　衛生器具設備

【共通】

洋風大便器を主に設置すること。小便器はセンサー式とすること。

【その 2】山花小中学校

さわやかトイレ内の器具は、そのまま使用する。

【その 2】鶴野小、大楽毛中

さわやかトイレ内の器具を含め、全て新設する。

(ｶ)　給湯設備

【共通】

必要に応じ、個別にガス湯沸器を設置する。

家庭科室・理科室・図工室系統には、単独にガス湯沸かし器を設置し給湯すること。

(ｷ)　都市ガス設備

【その 2】鳥取小、共栄小、昭和小

a　ガス本管より、建物内に引き込むこと。

b　暖房用・一般用のガスメーターをそれぞれ設置し、以降暖房機他各矩具へ配管接続すること。

【その 2】鶴野小、大楽毛中

都市ガス本管よりボールバルブを取り付けの後、ガスメーターを暖房用・一般用に分け、以降それぞれ各器具へ配管接続すること。

(ｸ)　プロパンガス設備

【その 2】山花小中学校

プロパン集合装置（5 本×W）を設置し、各部屋にガスコックを設け、以降暖房機他器具へ配管接続すること。

(ｹ)　屋内消火栓設備

【共通】

a　屋内消火栓ポンプを設置し、各屋内消火栓に配管接続すること。
b　易操作型の消火栓とし簡単に使用できるよう配慮すること。
c　水槽は、既存を再使用すること。

【その 2】山花小中学校

FRP 受水槽 6 トンを地下室にセットすること。

(ｺ)　暖房設備

【共通】

a　トイレなど水廻りには電気ヒーターを設置すること。
b　屋内運動場アリーナ部は、高温風小風量型の石油ボイラーで、露出ダクトにて暖房すること。

【その 2】山花小中学校

c　温水ボイラーを 2 台設置し、温水暖房を行う。トイレなど水廻りには電気ヒーターを設置すること。
d　屋内運動場アリーナ部は高温風小風量型の温風炉を屋外に設置し、露出ダクトにて暖房を行うこと。

(ｻ)　換気設備

【共通】

壁付換気扇を主に、必要に応じて天井扇・湿度センサー付き換気扇を設置すること。

(ｼ)　給油設備

【その 2】鳥取小、共栄小、昭和小、鶴野小、大楽毛中

屋内運動場暖房用に 490L 灯油タンク 2 台を設置すること。

【その 2】山花小中学校

校舎棟については、灯油タンク（950 リットル）を 2 台設置し、以降ボイラーに配管接続すること。屋内運動場については灯油タンク（490 リットル）を 2 台設置し、ボイラーへ配管接続すること。

(ｽ)　自動制御設備

【その 2】鳥取小、共栄小、昭和小、鶴野小、大楽毛中

暖房用の制御を、職員室集中制御盤にて行う。

【その 2】山花小中学校

温水ボイラー回りの制御を行う。

(ｾ)　既存撤去工事

【その 2】鳥取小、昭和小、鶴野小

a　機械設備に関するものを全て撤去し処分する。
b　浄化槽は、排水ポンプ槽共上部撤去の上、消毒砂埋めすること。
c　オイルタンク上部は撤去の上砂埋めすること。

【その 2】共栄小

a　機械設備に関するものを給食室機器類を含め全て撤去し処分する。
b　オイルタンク上部は撤去の上砂埋めすること。

【その 2】山花小中学校

浄化槽を除き、機械設備に関するものを全て撤去し処分すること。なお、ボイラー室内の機器及び配管にはアスベストが含まれるため、特に留意すること。

【その2】大楽毛中学校

機械設備に関するものを全て撤去し処分すること。なお、ボイラー室内の設備撤去にあたり、ボイラーパッキンにアスベストが含まれ可能性があり、また、焼却炉にダイオキシンが含まれる可能性があるため、特に留意すること。

浄化槽は、排水ポンプ槽共上部撤去の上、消毒砂埋めすること。

第５　維持管理業務の要求水準

１　維持管理業務の要求水準

本業務は、建築基準法において建築物の敷地、構造及び建築設備について定期的点検の実施が義務付けられていることを踏まえ、建築基準法及び関連法令等に基づき実施するものである。建築物等の状況を把握し、安全性を確保することで、「安全・安心な学校」を維持することを目的に実施すること。

⑴　業務内容

ア　建築基準法第 12 条に基づく建築物の定期点検

イ　建築基準法第 12 条に基づく建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く。）の定期点検（換気設備、給水設備及び排水設備）

⑵　維持管理業務の対象

維持管理業務の対象棟は、別添資料１に示す。

⑶　維持管理業務の期間等

ア　期間

平成28年11月から平成36年３月までの７年５ヶ月間とする。

イ　実施年度

建築物については平成28年度以後３年ごとに、建築設備については平成28年度以後毎年行うこと。

ウ　実施時期

市及び事業対象校と協議のうえ決定すること。

エ　維持管理業務の項目、方法、判定基準等

㈠　建築物

「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件」（平成 20 年国土交通省告示第二百八十二号）（以下「H20 国交省告示 282 号」という。）に基づき実施すること。

㈡　建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く。）

「建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」（平成 20 年国土交通省告示第二百八十五号）（以下「H20 国交省告示 285 号」という。）に基づき実施すること。

２　維持管理業務の結果の報告

⑴　維持管理業務の結果を、維持管理業務報告書として、次の様式により、報告すること。各様式の案は別添資料９のとおりである。記入方法等については、各様式の中の（注意）

欄を参照すること。

表紙　　　維持管理業務報告書
様式 1-1　調査結果表（建築物）
様式 1-2　調査結果図（建築物）
様式 2-1　検査結果表（換気設備）
様式 2-2　換気状況評価表（換気設備）
様式 2-3　換気風量測定表（換気設備）
様式 3　　検査結果表（給水設備・排水設備）
別紙 1　　関係写真（建築物）
別紙 2　　関係写真（換気設備、給水設備及び排水設備）

(2)　維持管理業務報告書の提出時期は、年度ごとに、当該年度の９月末までとすること。

３　維持管理業務の実施にあたって留意すべき事項

(1)　維持管理業務を適正かつ有効に実施するために、施設管理者及び防火管理者等と事前に協議を行い、資料整理した上で効率的な定期点検を実施すること。
(2)　建築基準法をはじめとする関係法令を遵守すること。
(3)　平面図及び関係資料等を確認すること。

第６　業務実施にあたっての必要手続き・資格等

１　書類・図書の提出

事業者は各業務を遂行するにあたって、以下に示す書類・図書を事業対象校毎に提出すること。

なお、仮設校舎の設置と余裕教室の活用に係る書類・図書は、耐震補強業務と大規模改造業務に適宜反映すること。

(1)　耐震補強業務

ア　共通

(ｱ)　事業者は、耐震補強業務の遂行にあたって、次に示す要求性能確認計画書を策定し、市の確認を得ること。

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
要求性能確認計画書	1	1	事業者が達成しなければならない要求水準を確保するための管理方法（事業契約書や本書で定められた規定や水準等及び提案内容を満たしているかを自ら検証する方法、検証結果を市へ報告する方法や報告時期等）を記載すること。詳細は、市と事業者が協議のうえ、決定すること。

(ｲ)　事業者は、耐震補強業務の各業務が完了した際は、次に示す要求性能確認報告書を策定し、市に提出すること。

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
要求性能確認報告書	1	1	事業者が実施した業務が要求水準を満足しているか容易に判断できるチェックリスト等。自己評価、評価の理由、評価の根拠等を記すものとするが、詳細は、市と事業者が協議して定めること。

イ　耐震補強計画の策定

(ｱ)　計画策定開始時の提出書類

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
業務工程表	1	－	
管理技術者等届	1	－	（経歴書を含む）
協力事務所がある場合は、その事務所概要と担	1	－	

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
当技術者名簿、及び市が必要に応じ指示するもの			

（ｲ）　計画策定完了時の提出書類

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
業務完了届	1	―	
構造計算書	1	1	
協議記録（関係官公署他）	―	1	
打合せ記録（市、事業対象校）	―	1	
耐震補強計画書	1	1	

※ 耐震補強計画図のサイズは、Ａ４サイズとする。

ウ　耐震補強計画に係る第三者機関の判定取得

（ｱ）　判定取得開始時の提出書類

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
業務工程表	1	―	
管理技術者等届	1	―	(経歴書を含む)
協力事務所がある場合は、その事務所概要と担当技術者名簿、及び市が必要に応じ指示するもの	1	―	

（ｲ）　判定取得完了時の提出書類

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
業務完了届	1	―	市の仕様による
打合せ議事録	1	―	A4 版
耐震診断・改修計画報告書	1	1	A4 版両面複写（図面は A3 版又は A4 版）で、ネジ式又はバインダー式とする。表紙及び背表紙に学校名、棟番号、調査年月を記載する。
耐震診断・改修計画報告書の電子データ	1	―	CD-ROM（640Mｂ以上)。CD-ROM の本体及び保存ケースに「耐震診断・改修計画報告書、学校名、調査年月」を記載する。

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
適合証	1	1	建築物の耐震改修の促進に関する法律第 8 条第 3 項第 1 号の規定による国土交通大臣が定める基準に適合している旨の適合証。原本を 1 部、写しを 1 部の合計 2 部。

エ　耐震補強実施設計

(ｱ)　設計開始時の提出書類

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
業務工程表	1	－	
管理技術者等届	1	－	(経歴書を含む)
協力事務所がある場合は、その事務所概要と担当技術者名簿、及び市が必要に応じ指示するもの	1	－	

(ｲ)　設計完了時の提出書類

(共通)

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
業務完了届	1	－	

(建築)

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
設計図（意匠図、構造図）	1	4	1 部は各事業対象校に納品
構造計算書	1	1	
積算数量計算書・集計表	1	1	
内訳書・代価表	1	－	
法令調査報告書	－	1	
敷地調査報告書	－	1	
協議記録（関係官公署他）	－	1	
打合せ記録（市、事業対象校）	－	1	
各種技術資料・検討記録	－	1	
実施設計説明書	1	1	
耐震補強計画書	1	1	

※ 設計図（意匠・構造）の原紙は、Ａ１サイズとする。また、複写の４部は、Ａ１サイズ１部及びＡ３のサイズ３部製本したものとする。
※ 複写は、設計図を除き、Ａ４版のファイル（製本含む）にて提出とする。

（設備）

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
設計図	1	4	１部は各事業対象校に納品
積算数量計算書・集計表	1	1	
参考見積書（機材メーカー）	1	1	
参考見積書比較表	1	1	
内訳書・代価表	1	－	
計算書	1	－	
報告書（法規調査・現地調査）	－	1	
協議記録（関係官公署）	－	1	
各種技術資料	－	1	
検討記録	－	1	
打合せ記録（市・事業対象校）	－	1	

※ 設計図の原紙は、Ａ１サイズとする。また、複写の４部は、Ａ１サイズ１部及びＡ３のサイズ３部製本したものとする。
※ 複写は、設計図を除き、Ａ４版のファイル（製本含む）にて提出とする。

オ　耐震補強工事

(ｱ)　工事着手時の提出書類

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
着工通知書	1	－	
現場代理人等通知書※	1	－	
経歴書	1	－	
内訳書・代価表	1	－	
工事工程表	1	－	
共同企業体編成表	1	－	
労災者災害補償保険関係成立証明書	1	－	
工事実績情報（コリンズ）通知書（登録のための確認のお願い）	－	1	

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
工事実績情報（コリンズ）登録内容確認書	―	1	
建設業退職金掛金収納届	1	―	※必要に応じて提出。
下請負人選定・変更通知書	1	―	※必要に応じて提出。
施工体制台帳 施工体系図兼工事作業所災害防止協議会	1	―	※必要に応じて提出。
火災保険等付保通知書	―	1	※必要に応じて提出。
工事実績情報（コリンズ）通知書（訂正のための確認のお願い）	―	1	※必要に応じて提出。
工事実績情報（コリンズ）登録内容確認書	―	1	※必要に応じて提出。

(ｲ)　前金払請求時の提出書類

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
前払金交付申請書	1	―	
中間前払金履行報告書	1	―	
中間前払金交付申請書	1	―	

(ｳ)　中間前金払請求時の提出書類

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
中間前金払交付申請書	1	―	
中間前金払履行報告書	1	―	
中間前金払交付申請書	1	―	

(ｴ)　部分払、部分使用時の提出書類

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
部分払確認請求書	1	―	
部分使用承諾書	1	―	
部分払金額算出調書	1	―	

(ｵ)　現場でその都度提出するもの

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
施工計画書	1	―	
工事工程表	1	―	
緊急時連絡体制届	1	―	
指示・承諾・協議書	1	―	
工程写真	1	―	
再生資源利用計画書 再生資源利用促進計画書	1	―	
事故報告書	1	―	
始末書	1	―	

(ｶ)　建設リサイクル法関係提出書類

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
説明書	1	―	
告知書	1	―	
法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面(別表 1)	1	―	
法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面(別表 2)	1	―	
法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面(別表 3)	1	―	
別紙	1	―	

(ｷ)　完成時の提出書類

種別	適用範囲			備考
	建築	電気	設備	
引渡書類目録	○	○	○	
鍵及び工具引渡書 (目録も含む)	○	○	○	
実施工程表	○	○	○	
工事日報	○	○	○	
工事週報	○	○	○	
工事旬報	○	○	○	
指示・承諾・協議書	○	○	○	
材料検査簿	○	○	○	
工程写真	○	○	○	

種別	適用範囲			備考
	建築	電気	設備	
緊急時連絡体制一覧	○	○	○	
完成写真	○	○	○	
竣工図	○	○	○	
施工図	○	○	○	
製作図及び完成図	○	○	○	
官庁届出書 許可証の写	○	○	○	
施工計画書	○	○	○	
各種保証書	○	○	○	
杭工事施工報告書	○			
コンクリート工事 施工報告書	○			
品質証明及び試験成績書	○			
仕上げ材料一覧表	○			
アスファルトコア	○			
機材品質証明書	○	○	○	
コンクリート配合表	○			
各種試験結果報告書	○	○	○	
取扱説明書	○	○	○	
機器完成図		○	○	
社内検査報告書	○	○	○	
建設廃棄物処理報告書	○	○		
絶縁抵抗測定試験報告書		○		
接地抵抗測定試験報告書		○		
ﾃﾚﾋﾞ共聴測定試験報告書		○		
竣工書類等引渡書	○	○	○	
水質試験検査報告書			○	
技能士選定通知書	○	○	○	
施工計画に基づく報告書	○	○	○	
再資源化等報告書	○			
電子納品	○	○	○	CD-ROM。詳細は市の指示による。

※ オ　耐震補強工事 の書類については「釧路市建築工事関係作成要領」（平成 24 年度版）の書式を準用すること。

カ　工事監理業務

(ｱ)　工事監理開始時の提出書類

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
工事監理着手届	1	－	
工事監理者届	1	－	（経歴等含む）

(ｲ)　工事監理期間中の提出書類

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
工事監理状況報告書	1	1	毎月末に提出

(ｳ)　工事監理完了時の提出書類

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
業務完了届	1	－	市の仕様による
打合せ議事録	－	1	Ａ４版

(2)　大規模改造業務

ア　共通

(ｱ)　事業者は、大規模改造業務の遂行にあたって、次に示す要求性能確認計画書を策定し、市の確認を得ること。

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
要求性能確認計画書	1	1	事業者が達成しなければならない要求水準を確保するための管理方法（事業契約書や本書で定められた規定や水準等及び提案内容を満たしているかを自ら検証する方法、検証結果を市へ報告する方法や報告時期等）を記載するものとするが、詳細は、市と事業者が協議のうえ、決定すること。

(ｲ)　事業者は、大規模改造業務の各業務が完了した際は、次に示す要求性能確認報告書を策定し、市に提出すること。

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
要求性能確認報告書	1	1	事業者が実施した業務が要求水準を満足しているか容易に判断できるチェックリスト等。自己評価、評価の理由、評価の根拠等

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
			を記すものとするが、詳細は、市と事業者が協議して定めること。

イ　大規模改造実施設計

(ｱ)　設計開始時の提出書類

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
業務工程表	1	－	
管理技術者等届	1	－	（経歴書を含む）
協力事務所がある場合は、その事務所概要と担当技術者名簿、及び市が必要に応じ指示するもの	1	－	

(ｲ)　設計完了時の提出書類

（共通）

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
業務完了届	1	－	

（建築）

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
設計図（意匠図、構造図）	1	4	１部は各事業対象校に納品
積算数量計算書・集計表	1	1	
内訳書・代価表	1	－	
法令調査報告書	－	1	
敷地調査報告書	－	1	
協議記録（関係官公署他）	－	1	
打合せ記録（市、事業対象校）	－	1	
各種技術資料・検討記録	－	1	
実施設計説明書	1	1	

※ 設計図（意匠・構造）の原紙は、Ａ１サイズとする。また、複写の４部は、Ａ１サイズ１部及びＡ３のサイズ３部製本したものとする。

※ 複写は、設計図を除き、Ａ４版のファイル（製本含む）にて提出とする。

（設備）

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
設計図	1	4	１部は各事業対象校に納品
積算数量計算書・集計表	1	1	
参考見積書（機材メーカー）	1	1	
参考見積書比較表	1	1	
内訳書・代価表	1	－	
計算書	1	－	
報告書（法規調査・現地調査）	－	1	
協議記録（関係官公署他）	－	1	
各種技術資料	－	1	
検討記録	－	1	
打合せ記録（市・事業対象校）	－	1	

※ 設計図の原紙は、Ａ１サイズとする。また、複写の４部は、Ａ１サイズ１部及びＡ３のサイズ３部製本したものとする。

※ 複写は、設計図を除き、Ａ４版のファイル（製本含む）にて提出とする。

ウ　大規模改造工事

エ　工事監理業務

提出書類は（１）耐震補強業務　オ 耐震補強工事と兼用すること。

(3)　維持管理業務

ア　維持管理業務の実施前

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
年間業務計画書	1	1	事業年度が開始する１ヶ月前まで

イ　維持管理業務完了時

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
維持管理業務報告書	1	1	年度ごとに９月末までに提出

2　業務にあたる者の資格要件

事業者は各業務を遂行するにあたって、実施方針の「第２　４　入札参加者の備えるべき参加資格要件」に示す有資格者等を配置すること。